

## 交野市人権教育基本方針

交野市教育委員会

国連は、1948年（昭和23年）に世界人権宣言を採択して以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくし、平和な社会を築くため、人権に関する多くの条約を採択し、人権尊重の社会実現に向けて取組を進めてきた。また、1994年（平成6年）には「人権教育のための国連10年」を決議し、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造をめざしてきた。

我が国は、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取組を進めてきた。しかし、依然として同和問題をはじめ、子ども、女性、障害者、高齢者、在日外国人等に係る様々な人権問題が存在しており、積極的にその解決をめざして人権尊重の教育の推進を図らなければならない。

本市では、1983年（昭和58年）に「交野市同和教育基本方針」、1995年（平成7年）に「在日外国人教育に関する指導の指針」を策定するなど、人権尊重の精神と実践力を身につけた民主的な市民の育成をめざし、地域の実態に即した人権教育の推進を図ってきた。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、人権尊重の社会実現の根幹をなすものであり、様々な人権問題の早期解決に向けて自ら積極的に考え行動することは、市民一人一人の重大な責務である。このことは、市民のたゆまない努力によって達成されるものであるが、中でも教育の果たす役割は大きいものがあり、人権感覚や人権意識を培う自立と共生の教育が大切にされなければならない。そのため、一人一人の個性や生き方を認め他者を尊重するとともに、豊かな人間関係を築き上げていく教育を推進することが肝要である。

交野市教育委員会は、人権問題を解決し、あらゆる差別のない平和な社会を形成するため、国際的な人権尊重の教育の潮流を踏まえるとともに、国・府及び本市人権擁護推進に係る基本方針・行動計画の精神にのっとり、人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、教育のあらゆる機会を捉え、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する主体的な市民の育成をめざす。
- 2 人権問題が社会の変化とともに様々な形で発生する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態把握と研修に努め、すべての人々の自立、自己実現や豊かな人間関係づくりをめざす。
- 3 市民一人一人が主体的に人権及び人権問題の理解と認識を深めるとともに、様々な文化や習慣、価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティーを保ちながら、豊かな社会生活を送れるよう、地域社会における自立と共生の教育を推進する。
- 4 人権教育を推進するため、体系的・総合的な取組を行うとともに、人権及び人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた熱意ある人材の育成を図る。

本方針の実施に当たっては、人権が尊重される豊かな社会を築くために、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。